

指名停止期間の変更の概要

- 1 指名停止措置業者名
開成工業（株） 熊本県熊本市北区植木町石川450-1
00-012220 代表者 鬼塚 善嗣
（鋼構造物、機械器具設置）
- 2 従前の指名停止期間
平成28年12月27日 ～ 平成29年 3月26日 （3か月）
- 3 変更後の指名停止期間
平成28年12月27日 ～ 平成29年 9月26日 （9か月）
- 4 指名停止期間の変更理由

開成工業（株）の元東北営業所長は、東日本大震災復旧工事で設計金額や入札参加予定業者などの入札情報を得た見返りに、農林水産省東北農政局の職員に対し飲食や宿泊の接待を行ったとして、平成28年11月28日、贈賄容疑で山形県警に逮捕されたが、平成28年12月19日、山形地方検察庁から新たに公契約関係競売入札妨害でも起訴されたため、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第2第3号ロ及び第9号ロに該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第2

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、又はロに掲げる者が本県以外の地域の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内
(競売入札妨害又は談合) 9 次のイ又はロに掲げる者が、県外の公共機関が発注した工事に関し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内 1か月以上12か月以内